

## 今後の感染拡大防止対策等について

### 1 基本的な考え方

- 変異株の影響もあり、市内の新規感染者数は、北海道の警戒ステージ4相当の高い水準にあり、入院者数も増加していることから、予断を許さない状況にある。
- 変異株は、従来株に比べ、感染力が強いなどの特性があり、今後の感染拡大や病床のひっ迫を防ぐため、感染症対策の更なる徹底に取り組んでいく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、国が改訂した基本的対処方針の柱に沿った取組を着実に推進していくことで、感染の再拡大に備えるとともに、安心してワクチン接種を受けられる環境づくりを進めていく。

### 2 今後の感染拡大防止対策等

#### (1) 情報提供・共有

- 変異株の感染が拡大していることを踏まえ、飲食時や職場内での感染防止行動の実践を徹底するよう、市民・事業者呼び掛ける。[継続]

- ・ 飲食時でも会話の時はマスクを着用する「黙食」の実践
- ・ 人との距離をとるなど「3密」を回避する行動の徹底
- ・ 休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策の徹底
- ・ マスク着用時にも大きな声での会話は控えるよう徹底
- ・ こまめに、十分な量のアルコール等での手指消毒の徹底
- ・ ドアノブなど共通で触れる部分の消毒を徹底

- ゴールデンウィークは、以下の感染防止行動の徹底を呼びかける。

#### 【移動の場面では】

- ・ 「3つの場面（外出・飲食・職場）」における感染防止行動の実践を特に徹底する。
- ・ 感染リスクを回避できない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討する。

#### 【花見の場面では】

- ・ 混雑する場所を避け宴会を控える。

○感染拡大防止策・差別偏見防止に関する啓発を引き続き実施する。

- ・日本ハムファイターズと連携し、札幌ドームでの公式試合の大型ビジョンやチカホにて、差別・偏見防止の啓発動画の放映及び本庁舎、区役所、チカホなどにファイターズ戦士の啓発ポスターを掲出
- ・私立保育所等、市内 511 か所の施設において、医療従事者等への差別・偏見防止啓発ポスターを掲出
- ・区役所窓口において、市外転入者に対し、感染防止に関する注意喚起[継続]
- ・地下鉄車内に感染防止啓発ポスターを掲出[継続]
- ・市公式ホームページ、ツイッター、広報さっぽろによる感染防止の啓発[継続]

## (2) まん延防止

### ①外出の自粛

○外出の際には、以下の感染防止行動の実践を呼びかける。[継続]

- ・感染リスクを回避できない場合は、不要不急の外出及び市外との往来を控える
- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- ・「まん延防止等重点措置」の対象区域との不要不急の往来を控える。
- ・外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える。

### ②市有施設関係

○花見客が多い公園では、以下の感染防止行動の徹底を注意看板等により呼び掛ける。

- ・公園での宴会はやめましょう
- ・飲食は少人数、短時間で
- ・大声は出さず、会話はマスク着用
- ・混雑する時間、場所は避けて
- ・人との間隔は十分に確保

○国土交通省（札幌河川事務所）と連携し、豊平川河川敷におけるバーベキューの利用を中止する。

○市内の人流の抑制のため、区民センター、地区センターなどの利用について以下のとおり制限する。

- ・貸室当たりの最大利用人数を、貸室定員の50%以内とする。
- ・館内における飲食を禁止する。ただし、水分補給は除く。

○児童会館において、利用を一部制限する。

○円山動物園では、当面の間、事前予約システムの導入により一日あたりの入園者数を制限する。

○公園等における炊事広場について当分の間利用中止とする。[継続]

### ③飲食店関係

○市内飲食店を職員等が訪問し、改めて感染防止対策徹底と利用客への呼びかけ依頼を実施する。

○すすきの地区において「接待を伴う飲食店における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく感染症対策を実践する店舗への支援を実施する。[継続]

○すすきの地区の事業者を対象とした感染予防対策のセミナーを実施する。[継続]

○すすきの観光協会と連携し、PCR検査の受検勧奨や感染症対策の優良事例などを掲載した「ススキノかわら版」を発行する。[継続]

### ④職場環境等

○テレワークの導入に係る経費の補助や「札幌市テレワーク推進サポートセンター」の開設により、市内企業等のテレワークを推進する。

○コールセンター事業者にアルコール消毒液等の購入費用の助成を実施する。

### ⑤クラスター対策の強化

○医師・看護師を対象に福祉施設におけるクラスター発生時の対策をテーマとしたオンライン研修会を実施する。

○療養病床を持つ病院に加え、精神科を有する病院、透析を実施している病院を対象に、従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施する。

○重症化リスクの高い高齢者等が入所している福祉施設や医療機関などを対象に、施設の従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施する。[継続]

### (3) 医療・検査関係

○市内医療機関と連携して、夜間や休日における患者受入体制の整備を進める。

○変異株スクリーニング検査体制を整備する。[継続]

○医療機関の協力のもと保健所に配置した医療ソーシャルワーカーを通じた受入医療機関と後方支援病院間の転院調整等の支援を実施する。[継続]

○介護等が必要な陽性患者の入院受入体制の整備を進める。[継続]

### (4) 経済・雇用対策

○離職等を余儀なくされた方に対し、給付金付きの研修や実習を通じて再就職の支援を実施する。

○営業時間短縮や外出や市外との往来自粛の要請等による影響を受けた市内事業者の支援を実施する。

○就業サポートセンター内に学生サポートデスクを開設し、アルバイト収入が減少した学生への支援を実施する。[継続]

○市内宿泊施設が実施する感染拡大防止策と経済活動の両立を図るため、必要な備品の購入費などの支援を実施する。[継続]

## 札幌市内飲食店への感染症対策実践などの呼びかけについて

### 依頼の趣旨

札幌市内の変異株による感染が増加傾向にあることや、今後ゴールデンウィークを迎え、人の移動や飲食機会の増加が見込まれることにより、不要不急の外出自粛要請が延長（4/17～5/14）されることから、市内飲食店に対して、改めて感染防止対策徹底とお客様への呼びかけ依頼を行うもの。

### 依頼期間

4/16(金)、4/19(月)、4/20(火)、4/21(水)の4日間（16時から18時頃）

### 依頼事項

- ・業種別ガイドライン遵守のお願い
- ・お客様への「黙食」等の啓発、呼びかけのお願い（啓発資料、ポスター、卓上ポップの配布）
- ・新北海道スタイル取組店舗公表の勧奨
- ・感染防止対策の状況確認（アクリル板等の設置など）

### 訪問先

- ・市内飲食店約500店舗  
⇒エリアは、「さっぽろ・大通」「すすきの・狸小路」「北24条・麻生」「平岸・澄川」「琴似」「南郷7丁目」の6か所（1か所50～150店舗程度）

### 訪問者

北海道および札幌市の幹部職員（管理職）各延べ20名（2人1組で延べ20組）

### その他

- ・市内全飲食店へは上記依頼内容を文書で発出
- ・別途、市内飲食店約1,200店舗（2月の感染防止対策協力支援金申請店舗の一部）に対して、訪問の上、上記依頼の他、感染防止対策取組状況の把握を実施（委託により実施）  
⇒店舗の取組状況を踏まえ、飲食店に対する感染防止対策事業を検討